

令和7年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和7年度輸入食品監視指導計画の概要等について

大阪検疫所 食品監視課

令和7年4月21日

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について

1

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について

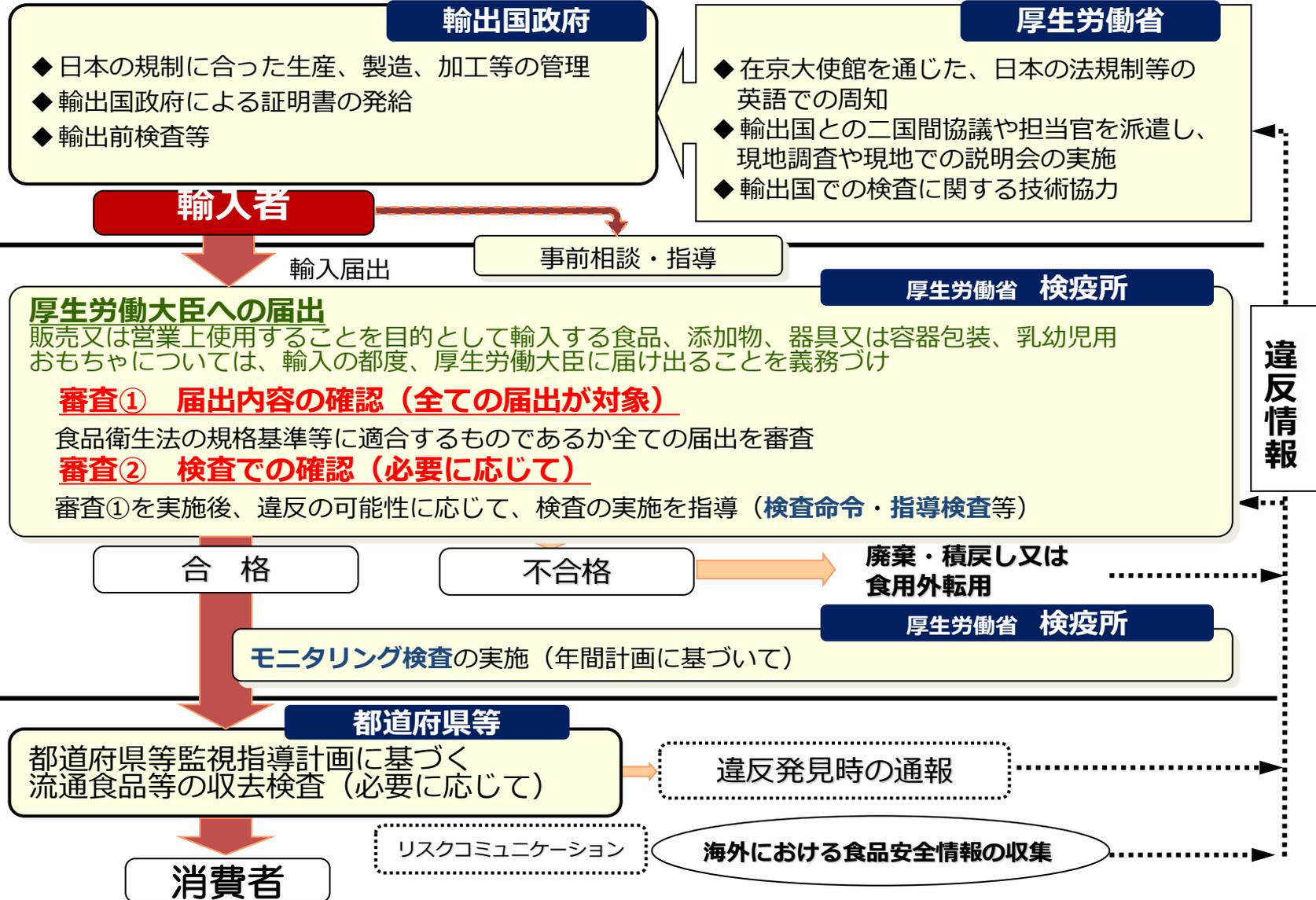
輸入食品の監視体制

輸出国対策

輸入時対策

国内対策

輸入食品監視指導計画に基づき実施



2

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について

輸出国における衛生管理対策の推進①

◆ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

◆ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施
- HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等

◆ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

輸出国における衛生管理対策の推進②

海外からの情報等に基づく緊急対応

法違反食品等の輸入実績がある場合には、流通状況の調査、輸入者への指示を行う。

海外情報の内容	対象国	対象食品
リステリア・モノサイトゲネスが検出され、現地にて自主回収	フランス	ナチュラルチーズ
原料アーモンドからアフラトキシンが検出され、現地にて自主回収	ベルギー	チョコレート
サルモネラが検出され、現地にて自主回収	米国	ピーナッツバター

～ 令和4年度において海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例 ～

3

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について

輸入時における監視指導①

(1) 輸入届出による確認

- ◆ 食品衛生法への適合性の確認
- ◆ 届出のほか、輸出国政府の発行する証明書、行政検査等により確認

(2) モニタリング検査の実施

- ◆ モニタリング計画の策定及び実施
- ◆ 輸出国等における情報や法違反の発見等により検査を強化※

※強化の解除条件⇒輸出国対策の有効性が確認された場合、もしくは強化開始日より1年間を経過した場合又は60件以上の検査を実施した場合であって、同様の法違反事例がない場合

輸入時における監視指導②

(3) モニタリング検査以外の行政検査

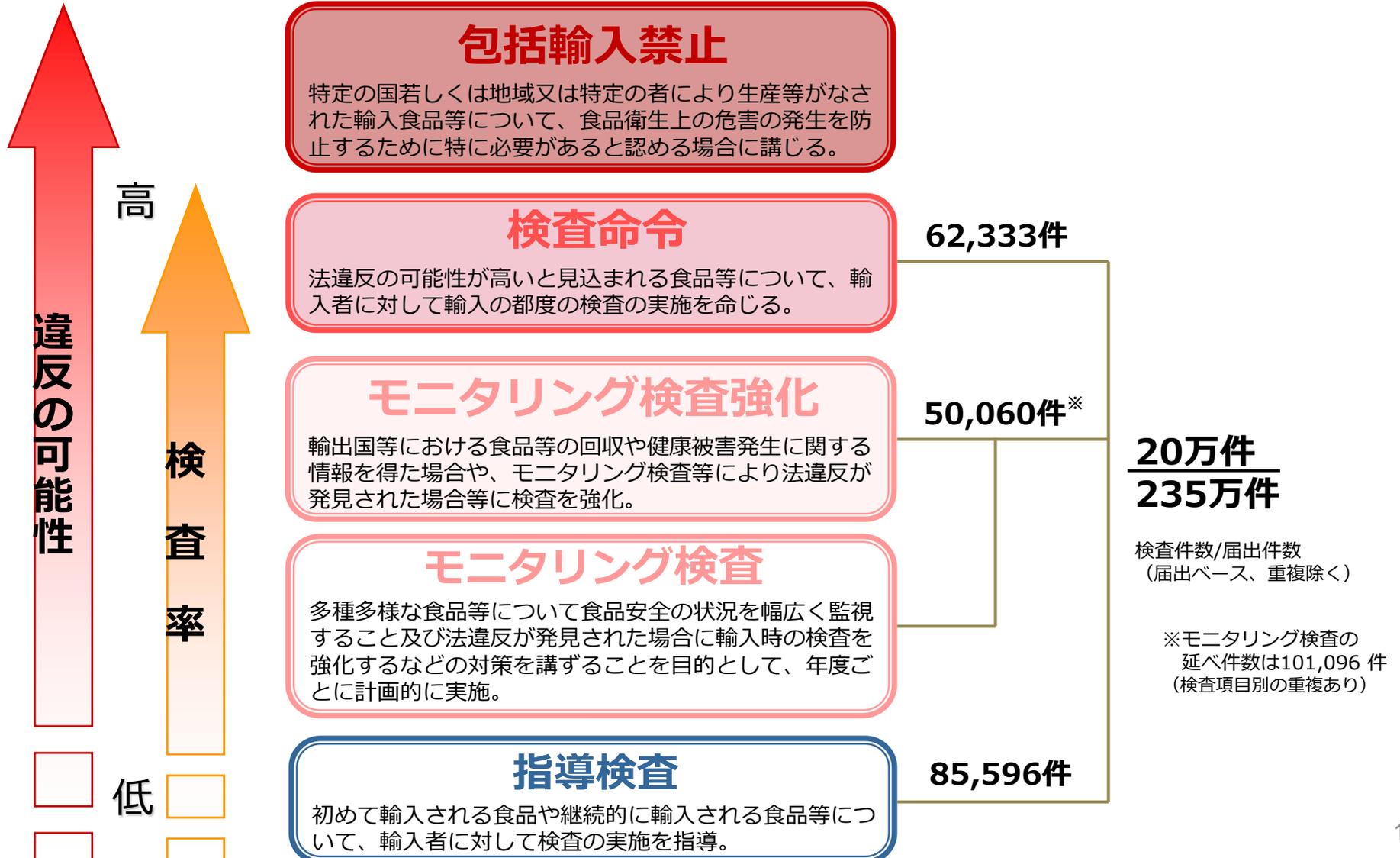
- ◆ 必要に応じて現場検査を実施
- ◆ 届出内容との同一性を確認する貨物確認検査の実施

(4) 検査命令の実施

- ◆ 検査命令の解除要件
 - i. 輸出国による再発防止対策が講じられた場合
 - ii. 命令通知日から2年間新たな違反事例がないもの又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上ある場合

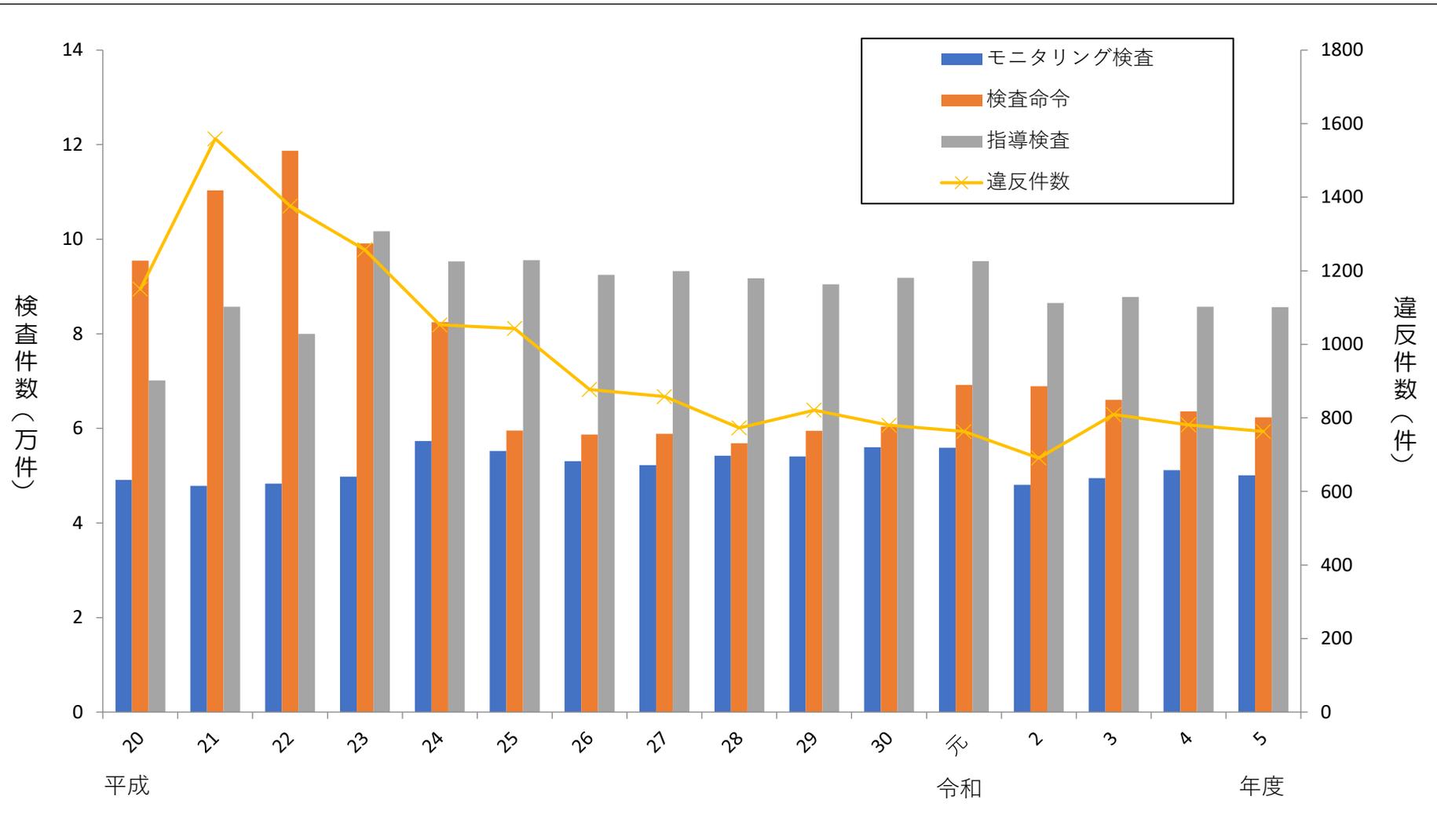
輸入時における監視指導③

輸入時検査の仕組みと実施状況（令和5年度）



輸入時における監視指導④

輸入時の検査・違反件数の推移



4

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について

輸入者による自主的な衛生管理の推進①

食品安全基本法

輸入者自らが食品の安全性確保の第一義的責任者であり、必要な措置を食品供給行程の各段階で適切に講ずる責務がある。

(1) 輸入者に対する基本的な指導事項

- ◆ 別表2のとおり。加工食品については「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成20年6月5日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添1に基づく指導。
- ◆ 「健康食品」の安全性確保に努める。厚生労働大臣が指定した成分等を含む食品にあっては、製造方法が法に適合していることについての確認。
- ◆ 食品用器具、容器包装のポジティブリスト制度※の周知と適合性確認の徹底。

※安全性を評価し、使用を認められた物質以外は食品用器具、容器包装への使用を原則禁止とする仕組み

輸入者による自主的な衛生管理の推進②

(2) 輸入前指導の実施

- ◆ 輸入前指導の実施体制の強化を図り、法違反食品の輸入の未然防止に努める。
- ◆ 輸入食品相談指導室の利用促進。

(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応

- ◆ 適切な対策を講じ、改善が図られるまでは輸入を見合わせるよう指導。

(4) 輸入時における自主検査の実施

- ◆ 規格・基準のあるものや、別途通知で定められているもの等について指導。

(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存

- ◆ 輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存。
- ◆ モニタリング検査時の「販売計画書」の提出指導。

(6) 食品安全に関する知識の向上

- ◆ 説明会、講習会への参加。
- ◆ 食品表示について都道府県等への事前相談を促す。

5

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について

輸入食品監視指導計画について①

厚生労働省ホームページ（令和7年度輸入食品監視指導計画）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00003.html



目的

輸入時の検査や輸入者の監視指導等の効果的かつ効率的な実施を推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

監視指導の基本的な考え方

輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での安全性確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

輸入食品監視指導計画について②

令和7年度における監視指導の具体的内容

【重点的に監視指導を実施すべき事項】

輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認、輸入時検査の実施 など

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進 など

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知 など

【法違反が判明した場合の対応】

廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導 など

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

輸入食品監視指導計画及び結果の公表、リスクコミュニケーションの推進 など

輸入食品監視指導計画について③

令和7年度の輸入食品監視指導の基本的方向

- 輸出国、輸入時、国内各段階での対策を継続して実施
- より効果的なモニタリング検査の実施に努め、必要な体制整備を検討
- モニタリング検査の検査項目については、違反状況、健康被害発生の可能性を考慮した重点化を図り設定
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産等の段階における安全性を確保する取組みを継続

輸入食品監視指導計画について④

令和7年度の主な変更点（モニタリング検査計画数）

モニタリング検査計画数 約100,000件（増減なし）

※ 効果的・効率的な実施のため、輸入される食品等に対し幅広く実施
貨物確認検査についても継続的に実施

検査項目	令和7年度	令和6年度
残留農薬	25,530	26,290
成分規格（大腸菌群等）	14,000	13,830
添加物	12,600	12,620
病原微生物（リステリア等）	15,310	15,420
抗菌性物質等	13,320	12,800
カビ毒（アフラトキシン等）	7,620	7,420
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	100,000

→監視指導計画において示された計画件数

輸入食品監視指導計画について⑤

令和7年度の主な変更点（検査命令の実施における対象国の明確化）

検査命令の実施における対象国の明確化について

○ 全輸出国の見直し

- 科学的知見、検査や改善等状況を踏まえた見直しをおこなう
- 国ごとの改善等の状況、過去の輸入実績等を精査し、各国のリスクに応じた監視体制の拡充を図る
- 国単位での衛生管理や改善等の取組みを促すことで、輸入食品のさらなる安全性確保を図る

令和7年度		令和6年度	
対象国・地域	製品検査の対象食品等	対象国・地域	製品検査の対象食品等
イラン、スペイン、トルコ、フランス	乾燥いちじく	全輸出国	乾燥いちじく
イラン	ピスタチオナッツ		ピスタチオナッツ
ペルー	ブラジルナッツ		ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ
スペイン、米国	アーモンド		
イタリア、インド、タイ、中国、ネパール、パキスタン	チリペッパー及びレッドペッパー		
インドネシア	ナツメグ		
タイ、ラオス	ハトムギ		落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)
アルゼンチン、インド、インドネシア、ガーナ、スリランカ、タイ、台湾、中国、トルコ、フィリピン、ブラジル、米国、南アフリカ共和国	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)		
(削除)	(削除)		
(削除)	(削除)		すじこ

輸入食品監視指導計画について⑥

令和7年度の主な変更点（検査命令の実施における対象国の明確化）

令和6年度		令和7年度		
対象国・地域	対象食品等	対象国・地域	対象食品等	
全輸出国	乾燥いちじく	イラン	乾燥いちじく	
		スペイン		
	トルコ			
	フランス ※4/7付で解除			
	ビスタチオナッツ	イラン	ビスタチオナッツ	
	ブラジルナッツ アーモンド チリペッパー レッドペッパー ナツメグ ハトムギ	ブラジルナッツ アーモンド チリペッパー レッドペッパー ナツメグ ハトムギ	ペルー	ブラジルナッツ
			スペイン	アーモンド
			米国	
			イタリア	
			インド	
			タイ	チリペッパー
			中国 ※4/15付で解除	レッドペッパー
			ネパール	
			パキスタン	
			インドネシア	ナツメグ
タイ	ハトムギ			
ラオス				
落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	アルゼンチン	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	
		インド		
		インドネシア		
		ガーナ		
		スリランカ		
		タイ		
		台湾		
		中国		
		トルコ		
		フィリピン		
		ブラジル		
		米国		
		南アフリカ共和国		

- 全輸出国対象のすじこの亜硝酸根が削除
- 全輸出国対象の総アフラトキシン対象食品（「ミックススパイス及びミックスナッツ」を除く※）については、これまでの違反事例を踏まえ、各対象国・地域において検査命令対象（左表）

※ミックススパイス及びミックスナッツについてはこれまでの違反事例を踏まえ、特定の製造者を検査命令対象

輸入食品監視指導計画について⑥

令和7年度の主な変更点（米国産アーモンド対日輸出プログラム導入）

別添1

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる 具体的理由
米国	アーモンド	別途指示する包装者から輸出されたものであって、別途指示各条件を満たすものを除く	総アフラトキシン (アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため

別添2の2 検査命令免除食品等

(20)米国産生鮮アーモンド（アフラトキシン）

別表32に掲げる包装者から輸出され、以下の①、②を満たすもの。

- ①外国公的検査機関から発行されたアフラトキシンに係る検査成績書が添付されているもの。
 - ・検査成績書は発行日から起算して3か月間以内のものに限る。
 - ・検査成績書は対日輸出プログラム品である旨の指定の文言が記載されたものに限る。
- ②米国から船舶にてコンテナにより他国を経由せず輸入されるもの。

別添3 各証明書様式

米国産生鮮アーモンド検査成績書様式

※右記の文言が記載

The laboratory is USDA-approved and in good standing with the USDA/AMS Laboratory Approval Program for the Analysis of Mycotoxins (<https://www.ams.usda.gov/services/lab-testing/mycotoxins>). The lot referenced has been tested per the *Protocol for the Control of Aflatoxin in U.S. Almonds Exported to Japan*

輸入食品監視指導計画について⑦

令和7年度の主な変更点（米国産アーモンド対日輸出プログラム導入）

成績書について

- ◆ 検査結果とロット番号の記載があるか確認ください。
- ◆ 電算添付（MSF）で提出可能です。

届出について

備考欄へ以下の項目について記載ください。

- 対日輸出プログラム対象品である旨
- ロット番号
- 成績書番号、発行日、検査結果（アフラトキシン不検出）
- 外国公的検査機関コード
- 他国を経由せずに輸入された旨（注：貿易書類にて確認ください）

令和 7 年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和 6 年度行政検査実施状況について / 令和 7 年度モニタリング検査実施計画について

大阪検疫所 食品監視課

令和 7 年 4 月 2 1 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 令和 6 年度行政検査実施状況について
- 令和 7 年度モニタリング検査実施計画について

- 令和 6 年度行政検査実施状況について
- 令和 7 年度モニタリング検査実施計画について

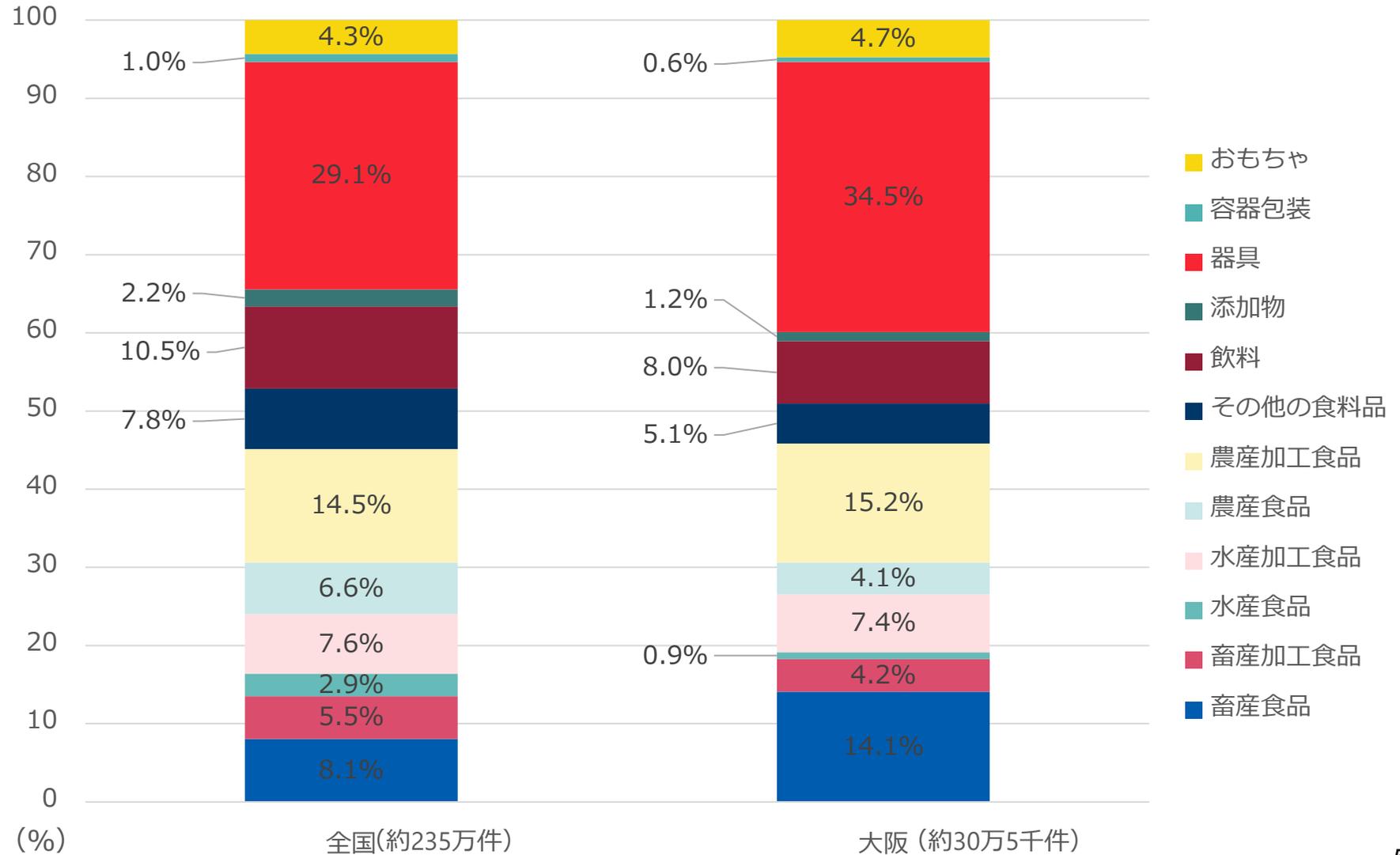
大阪検疫所における輸入食品監視指導概況（令和5年度まで）

【年度別の届出・検査・違反状況】

区分 年度	輸入届出件数	輸入届出数量		検査数量		違反数量	
	件数 (全国)	件数	重量(t)	件数	重量(t)	件数	重量(t)
平成28年度	2,338,765	286,897	2,582,240	17,892	188,332	53	749
平成29年度	2,430,070	299,019	2,710,822	18,483	178,178	64	300
平成30年度	2,482,623	309,846	2,764,636	18,901	177,953	56	424
令和元年度	2,544,674	312,888	2,767,407	19,544	191,540	87	515
令和2年度	2,352,082	294,531	2,468,818	19,366	167,863	59	556
令和3年度	2,455,182	302,161	2,552,132	19,669	156,968	74	472
令和4年度	2,400,309	299,079	2,539,279	19,576	171,682	57	448
令和5年度	2,350,033	305,504	2,417,132	19,340	163,281	57	642

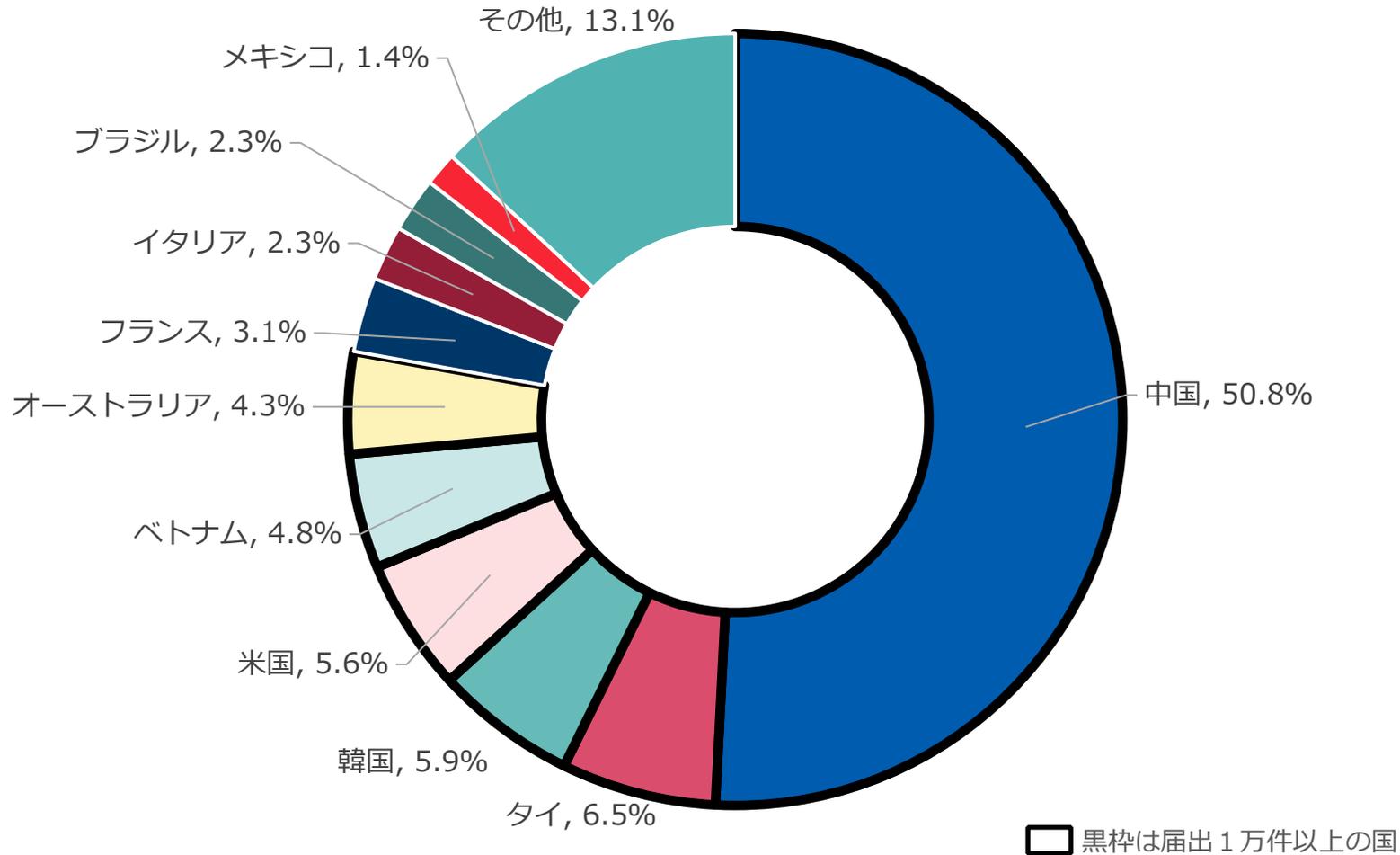
品目別輸入届出状況（令和5年度・全国比）

件数比



大阪検疫所の輸出国別届出状況（令和5年度）

件数比



■中国 ■タイ ■韓国 ■米国 ■ベトナム ■オーストラリア ■フランス ■イタリア ■ブラジル ■メキシコ ■その他

大阪検疫所の食品等輸入状況

大阪検疫所	令和6年度（※速報値）	令和5年度
届出件数	329,400 件	305,504 件
届出重量	約237万トン	約225万トン
検査件数	20,877 件	19,412 件
違反件数（届出日ベース）	61 件	57 件
違反率 （違反件数／検査件数）	0.29 %	0.29 %

※（大阪検疫所調べ）

令和6年度モニタリング検査実施状況について

検査項目	令和6年度 計画件数（全国）	大阪検疫所の計画数に 対する実施率
抗菌性物質等	12,901	104%
残留農薬	26,357	113%
添加物	12,790	128%
成分規格等	13,740	102%
病原微生物	15,411	114%
カビ毒	7,403	82%
遺伝子組換え食品	952	101%
放射線照射	670	100%
検査強化分 （SRM除去確認含む）	10,000	—
総計	100,224	100%

検査強化分は各検査項目で実施率を集計しています。SRM除去確認検査のみ検査強化分として集計（速報値：大阪検疫所調べ）

令和 6 年度貨物確認検査実施状況について

貨物確認検査実施状況

- 貨物確認検査数：2,182 件（大阪検疫所調べ）
- 初回輸入時や、必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認するために行います。
- 届出事項と実際の貨物表示（原材料や製造者等）に相違が見られます。
今一度、正しい内容での届出をお願いします。

大阪検疫所の主な違反事例 ※速報値

	違反条文	違反 件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	5	8	アフラトキシンの付着：いったピーナッツ 輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）：米
10	病肉等の販売等の禁止	0	0	
12	添加物等の販売等の制限	6(1)*	10	指定外添加物 （サイクラミン酸、tert-ブチルヒドロキノン（TBHQ）、フマル酸第一鉄、ヨウ素化塩） 動物用医薬品の含有：えび（フラゾリドン） 農薬の残留基準超過：ごま（カルバリル、チアメトキサム）、カカオ豆（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸）、ライムの葉（プロピコナゾール）、ブロッコリー（プロシメドン）、赤とうがらし（エトキサゾール、シプロコナゾール）、にんじん（ジメトモルフ、メピコートクロリド）、いちご（ブピリメート）、レモン（ミクロブタニル）、パッションフルーツ（ピラクロストロビン）
13	食品又は添加物の基準及び規格	50 (15)*	82	添加物の使用基準違反：冷凍食品（ソルビン酸）、乾燥果実（二酸化硫黄） その他成分規格違反：冷凍食品等（一般生菌数、E.coli、大腸菌群）、粉末清涼飲料（一般生菌数、大腸菌群）、清涼飲料水（大腸菌群）、魚肉ねり製品（大腸菌群）、レトルト殺菌食品（発育しうる微生物）、パパイヤの遺伝子組換え 製造、加工及び調理基準違反：固形スープ類（放射線照射）
18	器具又は容器包装の基準及び規格	0	0	
68	おもちゃ等への準用規定	0	0	
	計	61（届出件数：61）		

* モニタリング検査における違反件数。

違反内訳：指定外添加物:1件、その他食品の成分規格違反：10件、農薬の残留基準超過：4件、添加物の使用基準違反：1件

- 令和 6 年度行政検査実施状況について
- 令和 7 年度モニタリング検査実施計画について

令和7年度モニタリング検査計画数について

検査項目	令和6年度 計画件数（全国）	令和7年度 計画件数（全国）
抗菌性物質等	12,901	13,410
残留農薬	26,357	25,516
添加物	12,790	12,698
成分規格等	13,740	13,830
病原微生物	15,411	15,291
カビ毒	7,403	7,643
遺伝子組換え食品	952	952
放射線照射	670	670
検査強化分（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
総計	100,224	100,010

モニタリング検査での連絡事項

事前届出

- 事前届出を積極的に活用してください。

検査頻度

- 同一品目を頻繁に輸入する場合には、複数回モニタリング検査の対象となる場合があります。
- 季節によって輸入が多くなる貨物（青果など）は一時期に検査が集中することがあります。

貨物の採取について

- コンテナ通関を行う貨物については、コンテナヤードやデバン先（通関後）でのサンプリングにご協力ください。
- 事前に現場への到着時間と検査対象貨物をお伝えしていますので、スムーズな検査の実施にご協力をお願いします。

モニタリング検査での連絡事項

採取量について

- 輸入食品等モニタリング計画の別表第4～6に基づく量で採取を行いますが、当該アイテムにおける検査部位の割合や、廃棄率によっては、採取量が多くなる場合があります。
特に食肉は検査部位が筋肉(赤身)部分のため、脂肪分の多いアイテムについては採取量が多くなります。
- 項目により、複数検査機関で検査を行う関係で、採取量が多くなる場合があります。

検査実施予定日の連絡について

- 基本的には搬入日翌日に検査を実施できるように連絡していますが、他届出との兼ね合いなどによっては、搬入日翌々日の日程を連絡する場合があります。

モニタリング検査での連絡事項

必要書類など

- モニタリング検査において、在庫明細は必要書類となります。
可能な限り、検査前にFAINSでの電子添付、FAXでの送付等をお願いします。
- モニタリング検査実施予定の食肉、食肉製品等で、検査予定日前日までに衛生証明書の提出が困難な場合、事前に連絡をお願いします。
- モニタリング検査実地予定の野菜、果実等について、植物防疫で不合格、条件付き合格（燻蒸処理）により予定日に検査が実施できないことがわかった場合、速やかにお知らせください。

貨物確認検査（現場検査）の実施について

貨物確認検査（現場検査）

- 輸入食品監視指導計画に基づき、貨物確認検査を実施しています。

実施貨物について

- 初回輸入時
- 輸出国での衛生管理が特に重要な食品等が輸入される場合
- 輸送途中で事故が発生した場合
- 必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する場合などに実施します。

その他

- 届出事項と実際の貨物表示（原材料や製造者等）に相違が見られます。
正しい内容での届出をお願いします。

令和7年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

食品等輸入届出に係る周知事項について

大阪検疫所 食品監視課
令和7年4月21日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

指導業務

- 大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

- 適合確認のスケジュール
- 熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い
- PETボトルプリフォームの取扱い

トピックス

- 第7次NACCS更改（令和7年10月）
- 添加物の旧コード
- その他お願い（届出実績番号、電子添付等）

指導業務

- 大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

- 適合確認のスケジュール
- 熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い
- PETボトルプリフォームの取扱い

トピックス

- 第7次NACCS更改（令和7年10月）
- 添加物の旧コード
- その他お願い（届出実績番号、電子添付等）

大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

※速報値

	違反条文	違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	5	8	アフラトキシンの付着：いったピーナッツ 輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）：米
10	病肉等の販売等の禁止	0	0	
12	添加物等の販売等の制限	6 (1) *	10	指定外添加物（サイクラミン酸、tert-ブチルヒドロキノン（TBHQ）、フマル酸第一鉄、ヨウ素化塩）
13	食品又は添加物の基準及び規格	50 (15) *	82	動物用医薬品の含有：えび（フラゾリドン） 農薬の残留基準超過：ごま（カルバリル、チアメトキサム）、カカオ豆（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸）、ライムの葉（プロピコナゾール）、ブロッコリー（プロシミドン）、赤とうがらし（エトキサゾール、シプロコナゾール）、にんじん（ジメトモルフ、メピコートクロリド）、いちご（ブピリメート）、レモン（マイクロブタニル）、パッションフルーツ（ピラクロストロビン） 添加物の使用基準違反：冷凍食品（ソルビン酸）、乾燥果実（二酸化硫黄） その他成分規格違反：冷凍食品等（一般生菌数、E.coli、大腸菌群）、粉末清涼飲料（一般生菌数、大腸菌群）、清涼飲料水（大腸菌群）、魚肉ねり製品（大腸菌群）、レトルト殺菌食品（発育しうる微生物）、パパイヤの遺伝子組換え 製造、加工及び調理基準違反：固形スープ類（放射線照射）
18	器具又は容器包装の基準及び規格	0	0	
68	おもちゃ等への準用規定	0	0	
	計	61（届出件数：61）		

* モニタリング検査における違反件数。

違反内訳：指定外添加物:1件、その他食品の成分規格違反：10件、農薬の残留基準超過：4件、添加物の使用基準違反：1件

大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

各違反原因の概要

微生物規格の違反

冷凍食品の成分規格違反は例年多い

そもそも殺菌できない製品、加熱せず食す製品はリスクが高いことを認識

通常と異なるオペレーションなど、異常発生時の対応を想定し作業手順に組み込んでおくことも重要

作業員の臨時的な増員

機器トラブルによる滞留 など

農薬の残留基準超過

違反原因のほとんどが周辺からのドリフト（飛散）による汚染

周辺農場の農薬散布予定を把握し対策を

事前検査のサンプリングプランや下限値が適正か確認を
他圃場と隣接する箇所からのサンプリング

日本の基準値を確認できる下限値、検査法か など

大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

各違反原因の概要

指定外添加物の使用 添加物の使用基準違反

事前確認が徹底できず、出たところ勝負で到着貨物で検査するため違反となる

商品説明書等を元に適用される規格基準を把握

事前検査制度を活用

現地国内では使用可能な場合もあるため、コンタミネーションや誤出荷の防止対策を



**成績書の取得方法について正しく理解いただき、
事前検査制度を活用してください。**

詳しくは昨年度の説明会資料をご覧ください。

<https://www.forth.go.jp/keneki/osaka/syokuhin-kanshi/R6setsumeikai.pdf>

指導業務

- 大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

- 適合確認のスケジュール
- 熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い
- PETボトルプリフォームの取扱い

トピックス

- 第7次NACCS更改（令和7年10月）
- 添加物の旧コード
- その他お願い（届出実績番号、電子添付等）

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

ポジティブリスト適合確認のスケジュール

経過措置期間の終了

器具容器包装のポジティブリスト制度は、改正法の施行の日（令和2年6月1日）から適用されていますが、いわゆる経過措置対象（施行の日（令和2年6月1日）より前に輸入したものと同様のもの）も、令和7年5月31日をもって猶予期間の5年を経過するため終了します。

直前（令和7年5月下旬）になっても経過措置対象とならないよう、事前に確認の準備をすすめてください。

新リストによる完全施行

器具容器包装のポジティブリスト制度は、経過措置が終了するまでの間にリストの最終化を行うこととしており、令和5年11月30日付けで規格基準の改正が告示（令和5年厚生労働省告示第324号）され、最終化リストが示されました。この改正により、**旧**リスト（令和7年5月31日まで）と**新**リスト（令和7年6月1日以降）が生じることとなりました。

令和7年6月1日以降は、輸入者自らが新リストへの適合性を確認しておくことを前提とし、届出備考への記載は「ポジティブリスト適合」としてください。

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

適合確認の方法

基ポリマー（別表第1第1表）、添加剤（別表第1第2表）で確認

最新の情報は**消費者庁HP**から確認

<2025年5月31日まで（**旧**リスト）>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list

<2025年6月1日以降（**新**リスト）>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new

※令和6年4月1日に、食品衛生基準行政は、厚生労働省から消費者庁に移管されたため、同日以降の情報は消費者庁から公表されます。

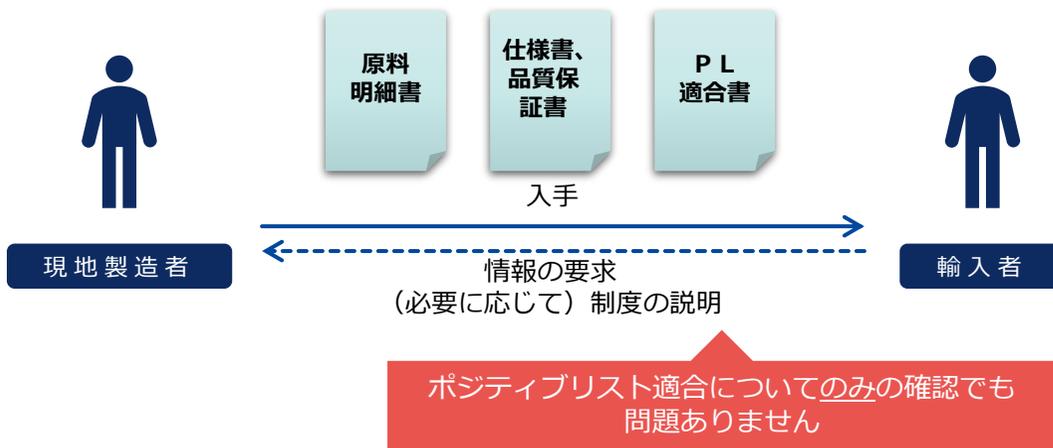


<旧リスト>



<新リスト>

事業者間での適切な情報伝達



伝達する内容は、ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではありません。

情報を伝達する方法に特段定めはありませんが、営業者における情報の記録又は保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要があります。

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

ポジティブリスト適合確認のスケジュール

スケジュールと備考欄の記載方法

		旧 リストにて経過措置期間		新 リストにて完全施行	
		4月	5月	6月	7月
備考欄の記載	PL 制度開始前から 輸入実績のあるものと 同様のもの	ポジティブリスト適合 又は 経過措置対象 (※)		ポジティブリスト適合	
	PL 制度開始以降に 本邦初輸入となるもの	ポジティブリスト適合		ポジティブリスト適合	

※直前となる5月以降は、原則ポジティブリストへの適合を確認し、届出の際は備考欄へ「ポジティブリスト適合」と記載してください。

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い

合成樹脂の範囲

消費者庁HP「ポジティブリスト制度のQ&A」に記載のとおり、合成樹脂とは、高分子化合物のうち、プラスチックの①熱可塑性樹脂、②熱硬化性樹脂、及び弾性素材（エラストマー）の③熱可塑性エラストマーを含むものとしています。④熱硬化性エラストマー（ゴム）は含みません。

上記③熱可塑性エラストマー（TPE）も、ポジティブリスト制度の対象となります。

	熱可塑性あり	熱可塑性なし	
プラスチック	①熱可塑性プラスチック 例) ポリエチレン等	②熱硬化性プラスチック 例) メラミン樹脂等	①②③がポジティブ リスト制度の対象
エラストマー	③熱可塑性エラストマー 例) ポリスチレンエラストマー	④ゴム（熱硬化性エラストマー） 例) ブタジエンゴム	

TPEも合成樹脂！

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い

合成樹脂の範囲

③熱可塑性エラストマー（TPE）の取扱いについて、基材（基ポリマー）中の合成樹脂の割合が50%を超えているものがその対象となります。

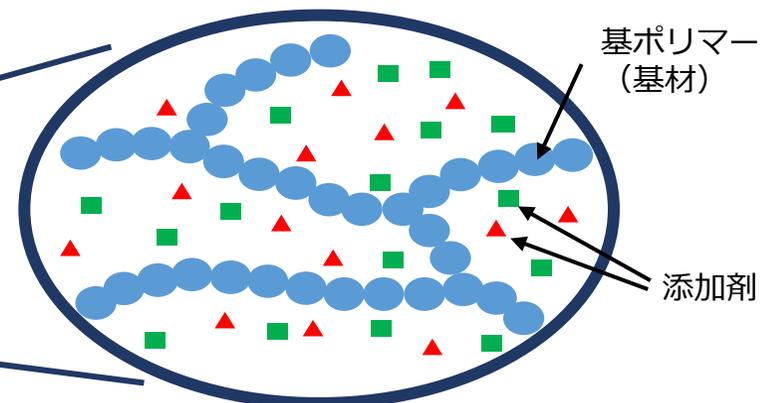
また基材（基ポリマー）中、個別規格のある合成樹脂の割合が50%を超えている場合は、その個別規格についての成績書が必要です。

例：基材（基ポリマー）中、ポリプロピレン（PP）を50%以上含むTPE（PP系エラストマー）はPPの個別規格についての成績書が必要。

合成樹脂製器具容器包装
(最終製品)



合成樹脂の原材料に含まれる物質
(化学的に変化して生成した物質除く)



食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い

TPEの成績書の取扱い及び届出への記載について

TPEについては、その特性からこれまでゴム（熱硬化性エラストマー）として届出し、検査したのもも受け入れてきましたが、基材（基ポリマー）中の合成樹脂の割合が50%を超えている場合、合成樹脂として取り扱われることから、令和7年6月1日以降、合成樹脂としてポジティブリスト適合確認及び成績書の取得が必要となります。

このため、TPEそのもの又はこれを含む器具容器包装の届出において、**令和7年6月1日以降に輸入通関されるもの**については、下記のとおり取り扱う予定としています。

ポジティブリスト適合確認	R7.6.1		R8.6.1 (予定)
	経過措置対象	必要	必要
R7.6.1以前に輸入実績無し		合成樹脂の成績書	合成樹脂(※)の成績書
R7.6.1以前に合成樹脂として輸入実績有り	合成樹脂の成績書	合成樹脂の成績書	合成樹脂(※)の成績書
材質コード	KPS,KPE,KRZなど	KPS,KPE,KRZなど	KPS,KPE,KRZなど
R7.6.1以前にゴムとして輸入実績有り	ゴムの成績書	①ゴムの成績書 ②合成樹脂の成績書を取得	合成樹脂(※)の成績書
材質コード	KRB	①KRB ②KPS,KPE,KRZなど	KPS,KPE,KRZなど

(※) R8.6.1以降、個別規格の無いその他合成樹脂については、新たに総溶出物規格の成分規格が設定される予定。材質は備考へその詳細を記載。「KPS=ポリスチレン系エラストマー」「KRZ=TPE」等。

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

PETボトルプリフォームの取扱い

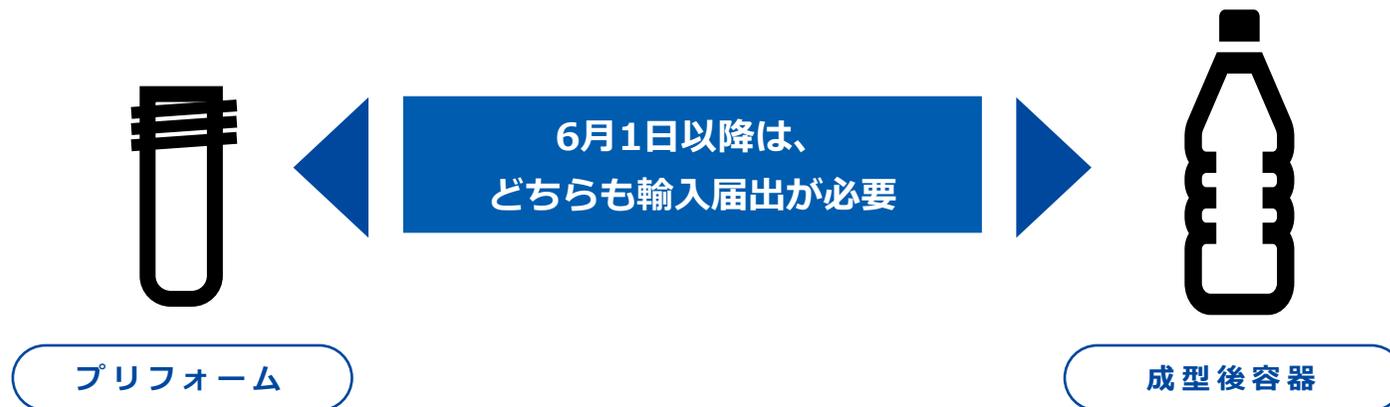
PETボトルプリフォームの取扱い

食品用PETボトル等のプリフォームも届出対象貨物となります。（令和7年1月20日付け厚生食輸発0120第1号）

プリフォームについては、容器包装の原料（=届出対象貨物でない）と整理されていましたが、原料ではなく容器包装そのものに該当すると改めて整理されたため、届出対象貨物となりました。

ただし、令和7年5月31日までの間は、なお従前の例によることができますが、6月1日以降に輸入通関するものについては届出が必要となり、ポジティブリストの確認及び規格検査の成績書が必要となります。

成績書の取得については、輸入が具体化した時点で、相談室または担当窓口までお問い合わせください。（輸入後に不適とならないよう、可能な限り事前に取得するよう検討してください。）



指導業務

- 大阪検疫所の違反事例（令和6年度）

食品用器具容器包装のポジティブリスト制度

- 適合確認のスケジュール
- 熱可塑性エラストマー(TPE)の取扱い
- PETボトルプリフォームの取扱い

トピックス

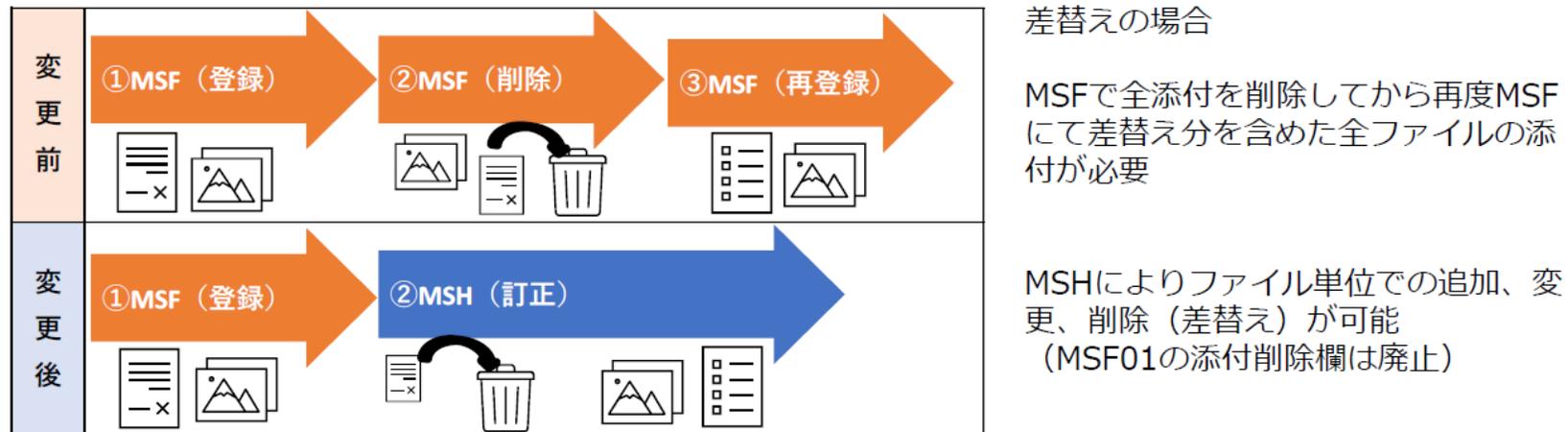
- 第7次NACCS更改（令和7年10月）
- 添加物の旧コード
- その他お願い（届出実績番号、電子添付等）

第7次NACCS更改（令和7年10月）

MSH01（添付訂正）業務の新設

MSF01（添付登録）後の添付訂正について、今まではいったん全削除し、再度MSF01を実施する必要がありましたが、MSF01による添付削除は廃止され、MSH01によりファイル単位での追加、変更、削除が可能となります。

また添付ファイルの仕様変更され、添付可能なファイルサイズ・ファイル数が拡張されます。



・添付ファイルの仕様変更（添付可能なファイル形式については変更なし）

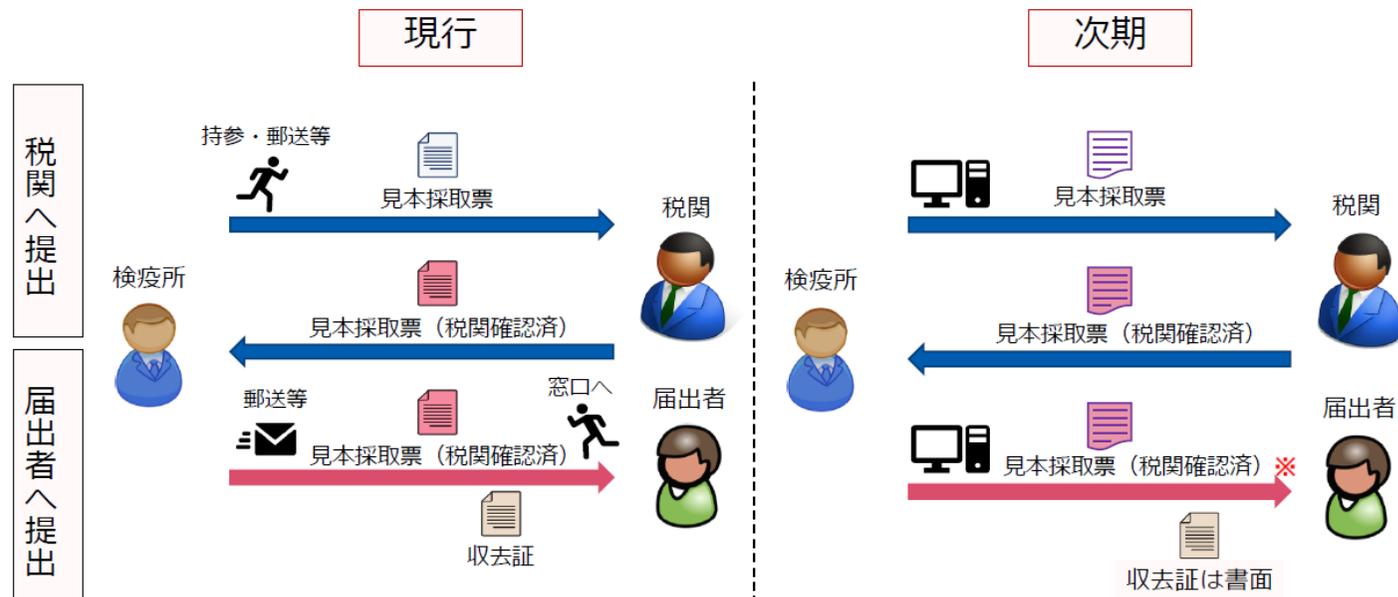
1 ファイルの最大ファイルサイズ：1MB→30MB 1届出あたりの最大ファイルサイズ：5MB→30MB

最大添付可能ファイル数：10→20

第7次NACCS更改（令和7年10月）

見本採取票の電子化

今まで紙で発行していた見本採取票が、電子的に発行可能となります。なお収去証は電子化されないことに注意してください。



※届出者へ見本採取票を出力した際、届出の保管場所コードから保税地域の利用者コードが取得できる場合は、保税蔵置場に「見本採取情報」を出力する

第7次NACCS更改（令和7年10月）

計画輸入の電子化（予定）

計画輸入の届出については、従来は書面（マニュアル）での提出を求めていましたが、計画輸入終了日の照会が可能となり、FAINSでの届出が可能となる予定です。（法改正が必要なため詳細は未定。）

なお、輸入計画や輸入実績報告については、従来どおり別途作成が必要です。

その他機能追加

汎用申請業務可能化への対応（詳細未定）

IFA業務において蔵置場所誤り時の注意喚起機能追加

第7次NACCS更改（令和7年10月）

スケジュール

10月の運用開始に向け、総合運転試験やNACCSセンターによる説明会が予定されています。NACCS掲示板に専用ページがありますのでご確認をお願いします。

総合運転試験説明会スケジュール → 大阪6/24 神戸5/21 関空6/13

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/rt-schedule.html>

1-2-1 スケジュール		2025年										
		2024年	2025年									
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
説明会等			利用申込等説明会				総合運転試験説明会				移行説明会	
共通			<ul style="list-style-type: none"> ・契約変更 ・回線変更 ・調査票の提出の必要な申込 						総合運転試験 1 → 2 → 3 → 4			
自社システム利用		接続試験 第0段階（プロトコルレベル） 第1段階（電文レベル） 第2段階（業務処理）							フェーズ1：約1～2週間 習熟訓練・機能確認 等 フェーズ2：約2週間 習熟訓練、機能確認、業務連動 等 フェーズ3：約2週間 実運用に即した業務確認等 フェーズ4：3日間程度 メインセンターへの接続確認			
パッケージソフト利用												
WebNACCS利用												
												※試験の予定は今後変更となる場合がございます

添加物の旧コード

添加物の旧コード

令和6年2月6日の告示改正により、一部添加物に個別の成分規格が設定されました。

そのため、従来のコードが旧コードとなり、個別のコードを選択していただく必要があります。

×
旧コード
(使用不可)

○
正しいコード

320201	イオン交換樹脂	320202	イオン交換樹脂 (懸濁液)
		320203	イオン交換樹脂 (粉状)
		320204	イオン交換樹脂 (粒状)
454501	ローズマリー抽出物	454502	ローズマリー抽出物 (水溶性)
		454503	ローズマリー抽出物 (非水溶性)
541204	シェラック	541201	シェラック (白シェラック)
		541202	シェラック (精製シェラック)
621201	シクロデキストリン	621204	α -シクロデキストリン
		621205	β -シクロデキストリン
		621206	γ -シクロデキストリン
		622808	分岐シクロデキストリン

その他お願い（届出実績番号）

実績番号欄

多くの事業者様にはご協力いただいているところですが、更なる効率的な審査のため、以下についてご協力をお願いします。

- 自主検査を実施した貨物の場合→最新の検査実施時の届出番号を入力
- 自主検査を実施していない貨物の場合→直近の（もしくは新しい）届出番号を入力（継続欄は空欄）

実績番号が分かれば届出入力が簡素化できます。

ぜひ輸入者毎、貨物毎に実績番号を管理してください。



加工食品は原則入力をお願いします。

その他お願い（電子添付等）

MSF01

先述のとおり、機能追加も予定されていますが、それまでの間についても以下についてご協力をお願いします。

- 必要な資料のみを、可能な限りまとめて電子添付（MSF01）－届出控えやこちらからの連絡書は不要
- 伝達事項がある場合は通信欄を活用－登録時は何についての資料か、差替え時はどの資料のどの箇所を訂正しているのか入力
- 添付差し替えの際は、差し替え含め、全ての必要書類を再添付－一度全部削除するが、差し替えのみを送付しない
- 後から成績書を提出する際は、成績書用にファイルを作成し提出－元のファイルはそのまま残す
- 写真はカラーを添付－写真が無ければ白黒で容量削減を

原材料欄

遺伝子組換えの別があるものは、適切なコードを選択し、入力してください。

（例）コーンスターチ → 非組み換え：EIU 不分別：EIW 組換え：EIV